明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

二　農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の(一)及び(二)に定めるところによって算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。

(一)　農業就業者数比率（国勢調査令によって調査した令和二年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「令和二年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち農業に係る就業者数を令和二年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

五五パーセント以上の市町村	七〇〇点
三五パーセント以上五五パーセント未満の市町村	
三五パーセント	五〇〇点
三五パーセントを超え五四パーセントまで	一パーセントにつき　一〇点
三五パーセント未満の市町村	
○パーセント	
○パーセントを超え三四パーセントまで	一パーセントにつき　五点
○パーセント	三二五点

(二)　耕地比率（令和二年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積に牧場の面積に○・一を乗じて得た面積を加えた面積を田畑の面積に牧場の面積に○・一を乗じて得た面積を加えた面積と宅地の面積との合計数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

八五パーセント以上の市町村	三〇〇点
七〇パーセント以上八五パーセント未満の市町村	
七〇パーセント	一五〇点
七〇パーセントを超え八四パーセントまで	一パーセントにつき　一〇点
四五パーセント以上七〇パーセント未満の市町村	
四五パーセント	二五点
四五パーセントを超え六九パーセントまで	一パーセントにつき　五点
二〇パーセント以上四五パーセント未満の市町村	
二〇パーセント	○点
二〇パーセントを超え四四パーセントまで	一パーセントにつき　一点
二〇パーセント未満の市町村	○点

三　林野行政等の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の(一)及び(二)に定めるところによって算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が、九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。

二　農業行政の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の(一)及び(二)に定めるところによって算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。

(一)　農業就業者数比率（国勢調査令によって調査した平成二十七年十月一日現在における産業分類別就業者数（以下「平成二十七年産業分類別就業者数」という。）のうちA農業、林業のうち農業に係る就業者数を平成二十七年産業分類別就業者数の総数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

五五パーセント以上の市町村	七〇〇点
三五パーセント以上五五パーセント未満の市町村	
三五パーセント	五〇〇点
三五パーセントを超え五四パーセントまで	一パーセントにつき　一〇点
三五パーセント未満の市町村	
○パーセント	
○パーセントを超え三四パーセントまで	一パーセントにつき　五点
○パーセント	三二五点

(二)　耕地比率（平成二十七年度分の固定資産税に係る概要調書に記載されている田畑の面積に牧場の面積に○・一を乗じて得た面積を加えた面積を田畑の面積に牧場の面積に○・一を乗じて得た面積を加えた面積と宅地の面積との合計数で除して得た率（一パーセント未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）

八五パーセント以上の市町村	三〇〇点
七〇パーセント以上八五パーセント未満の市町村	
七〇パーセント	一五〇点
七〇パーセントを超え八四パーセントまで	一パーセントにつき　一〇点
四五パーセント以上七〇パーセント未満の市町村	
四五パーセント	二五点
四五パーセントを超え六九パーセントまで	一パーセントにつき　五点
二〇パーセント以上四五パーセント未満の市町村	
二〇パーセント	○点
二〇パーセントを超え四四パーセントまで	一パーセントにつき　一点
二〇パーセント未満の市町村	○点

三　林野行政等の質及び量の差による級地に係る地域区分

次の(一)及び(二)に定めるところによって算定した点数の合計数が五〇〇点以上となる市町村について一級地から五級地までに区分し、当該市町村につき、当該合計数が、九〇〇点以上となるものを五級地、八〇〇点以上九〇〇点未満となるものを四級地、七〇〇点以上八〇〇点未満となるものを三級地、六〇〇点以上七〇〇点未満となるものを二級地、五〇〇点以上六〇〇点未満となるものを一級地とする。